ステージイベントと著作権

【物語編】

食堂。学園祭実行委員となった4人が打ち合わせを行っている。 PCや資料を確認する4人

涼太「学園祭の目玉はステージイベントだよね。そのプログラムをどう組むか、ってところが実行委員の腕の見せ所だね。ステージイベントが学園祭の人の流れを左右するから。 今年はどんな企画が来てる? 今週いっぱいで締め切りだよね?|

葵、資料orPCで確認する。

葵「はい。続々と届いてますよ。軽音部はまだ申し込みできてないんですが、今年も出演に向けて練習はみんな熱が入ってますよ!」

香澄「 軽音は定番だよねー。ダンス部と演劇部からは申し込みが届いてたよね。|

直哉「そういえばeスポーツ部が大会をやりたいから、今年はステージ企画に申し込みたいって言ってました。|

涼太「今年はステージイベントが多くなりそうだね。盛り上がりそうでいいね! ところで、3人はステージの著作権処理ってはじめてだっけ?チェックしなきゃいけないこととか聞いてる?|

直哉、驚いた表情で。

直哉「えっ? 著作権処理って、大学の学園祭に必要なんですか?ステージイベントって、全部、無料で観客いれるんですよね? 学園祭自体も無料だし。」

香澄「大学も教育機関の一つだから、教育での利用ってことで著作権の処理とかは必要ないのかと思ってました。」

葵、自信満々に。

葵「私は軽音部だから、演奏する分に関しては知ってますよー。でも、ダンスや演劇とかは気にしてませんでした・・・|

直哉「e Sportsもゲーム画面を映し出したりするから、何か処理しなきゃいかないのかな・・・」

涼太「そうか・・・まだみんなには実行委員のマニュアル、引き継いでなかったんだね。 軽音部の演奏、ダンス、演劇、それからゲーム大会、それぞれ対応が必要だよ。 ステージに関わる著作権の処理がしっかりできているのか確認するのも実行委員の仕事だよ。」

【解説編】

食堂。

天の声・女性「みなさん頑張っていますね!それでは、学園祭のステージでの著作権処理について、 説明します。まずは音楽から確認していきましょう、葵さん、音楽を演奏する場合にはどのような注 意が必要ですか?」

葵「はい。自分たちで作った曲などは著作権が自分たちにあるので、演奏するのには全く問題がありません。ただ、プロなどが作った楽曲をコンサートなどで演奏する場合、その楽曲は他者の著作物となるので使用許諾の手続きが必要になります。具体的には、コンサートの主催者が、JASRACなど著作権管理団体に連絡をして、著作権使用料を支払わなければなりません。」

天の声・女性「その通りですね。今回の学園祭の場合はどうなりますか?」

葵「今回の学園祭は入場料もとらず、ステージイベントも無料で見れます。なので、使用許諾の手続きは必要なかったと思います。」

天の声・女性「はい。『営利を目的としない上演等』と呼ばれるケースですね。営利を目的とせず、 聴衆または観衆から料金を受けない、演者側に報酬が支払われないという3つの条件を満たす場合に は、許諾を得ることなく著作物を利用できます。」

香澄「そのような場合は、教育的な利用に限らず、著作物を利用できるということですね。」

天の声・女性「著作権制度は文化の発展に寄与することを目的としています。そのため、文化的所産である著作物等の公正で円滑な利用という観点から、著作者の権利を一部制限し、許諾を得ずに利用できる場合を定めているのです。|

香澄「ダンス部が使う楽曲や演劇部の脚本なども、無料の学園祭だと許諾がいらないということですよね?」

天の声・女性「はい。基本的にはそうなります。ただし、著作権者が持つ『著作者人格権』については、無料公演の場合でも制限されることはないので、音楽を編集したり、脚本を改変したりといった場合には、注意が必要となります。」

涼太「だから実行委員会のマニュアルでは、ステージで演奏される音楽の編集や、演劇の脚本の改変がないか、各団体に確認するようになってるんだよ。」

直哉「eスポーツに関してはどうなるのでしょう・・・」

天の声・男性「eスポーツに関しては、ゲーム好きの私から説明します。 eスポーツに使うコンピュータゲームについても、基本的には『営利を目的としない上演等』として、同じ考え方ができるでしょう。ただし、ゲームタイトルによってはゲームソフトのメーカーが利用規約という形で、大会開催のためのルールやポリシーを定めている場合も多くあります。

涼太「ゲームの利用規約はeスポーツ部にチェックしてもらわないといけないかもね。

eスポーツに関しては新しい提案でわからないことも多いから、僕らも少し調査してみようか。」

天の声・男性「それから、香澄さん、教育機関だから著作権者の許諾が不要、ということに触れていました。ただ、著作権法35条では「授業の過程で著作物を利用する場合」ということになっています。高校までの授業の一環として行われる文化祭とは異なり、大学の学園祭はこれには該当しないと考えられますので注意してくださいね。」

香澄「そうか・・・高校の文化祭と大学の学園祭は位置づけが違うんですね。わかりました!」